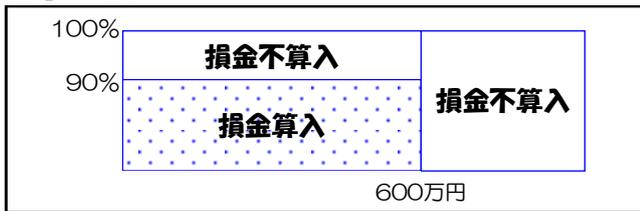


交際費が全額損金になります

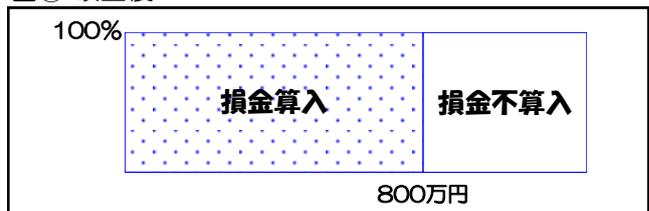
平成25年度税制改正により、中小企業(資本金等の額1億円以下の法人)に限り、平成25年4月1日以後開始の事業年度より、交際費が全額損金(税務上、経費として認められること)となります。

これまでは、下図①のように経費として認められる金額は600万円までで、そのうちの10%は経費として認められていませんでした。

図① 改正前



図② 改正後



今回の改正により、上図②のように経費として認められる金額が800万円までと引き上げられ、しかもその全額が経費として認められることとなりました。

しかしながら、この措置は“平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度”となっているため、この措置を受けられるのは基本的に一事業年度だけとなっています。

(これから先の税制改正等で延長される可能性があります。)

改正による所得圧縮

前述の通り、800万円までの交際費が全額経費として認められることで一番影響が出てくるのは、税金を計算する時です。

これまでは、法人税の申告書の中で、600万円までの交際費のうち10%、及び600万円を超える交際費の全額を経費から除く作業をしていました。しかし、この改正により、そのような作業がなくなり、800万円までの交際費は純粋に経費として取り扱われます。

それでは、この改正によりどの程度の影響が出てくるのでしょうか。

交際費支出額	損金不算入額		所得圧縮額	税金圧縮額
	改正前	改正後		
100万円	10万円	0円	10万円	2.5万円
300万円	30万円	0円	30万円	7.5万円
500万円	50万円	0円	50万円	12.5万円
600万円	60万円	0円	60万円	15万円
800万円	260万円	0円	260万円	65万円
1,000万円	460万円	200万円	260万円	65万円

※実効税率25%の法人(課税所得400万円程度)を仮定しています。

課税所得が400万円を超える法人では、さらなる税金の圧縮となります。

3月・4月・5月決算の法人ではすでに適用が開始されているため、次の決算時の税額に直接影響してきます。